

大気汚染防止法の手引

平成30年1月

(水銀排出施設に係るもの及び変更・廃止・承継届出書様式は平成30年4月1日から適用)

北海道環境生活部環境局環境政策課

目 次

大気汚染防止法による規制の概要	-----	1
I 大気汚染防止法の概要	-----	2
1 大気汚染防止法の目的		2
2 法律で使用している用語の定義		2
3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設及び水銀排出施設		2
4 特定粉じん排出等作業		3
5 指定物質抑制基準		3
6 改善命令等		3
7 ばい煙量等の測定義務		4
8 水銀濃度の測定結果の確認方法		4
9 水銀等の要排出抑制施設の設置者の自主的取組		4
10 報告の徴収		5
11 立入検査		6
12 緊急時の措置		6
13 特定物質に係る事故時の措置		7
14 罰則		7
参考 特定物質と関連業種又は用途		8
II ばい煙発生施設等一覧表	-----	9
1 ばい煙発生施設		9
2 揮発性有機化合物排出施設		13
3 一般粉じん発生施設		13
4 特定粉じん発生施設		14
5 特定粉じん排出等作業		15
6 指定物質排出施設		16
7 水銀排出施設		17
8 水銀等の要排出施設		18
III 規制基準一覧表	-----	19
1 いおう酸化物に関する規制		19
2 窒素酸化物の排出基準		21
3 ばいじんの排出基準		26
4 有害物質の排出基準		30
5 揮発性有機化合物の排出基準		31
6 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準		32
7 特定粉じんの敷地境界基準		33
8 特定粉じん排出等作業に係る作業基準		34
9 指定物質抑制基準		36
10 水銀排出施設に係る排出基準		37
11 参考（小型ボイラー排出基準）		38
IV 届出について	-----	39
1 各種届出の方法		39
2 届出の種類と方法		41

V	届出書の記入方法及び記入例	-----	44
1	ばい煙発生施設		45
2	揮発性有機化合物排出施設		55
3	一般粉じん発生施設		61
4	特定粉じん排出等作業		71
5	水銀排出施設		75
6	氏名等変更届出書		83
7	使用廃止届出書		85
8	承継届出書		87
VI	届出書の様式	-----	90
1	ばい煙発生施設		91
2	揮発性有機化合物排出施設		95
3	一般粉じん発生施設		98
4	特定粉じん排出等作業		103
5	水銀排出施設		105
6	氏名等変更届出書		109
7	使用廃止届出書		110
8	承継届出書		111
9	フレキシブルディスク提出書		112
VII	参 考	-----	114
	大気汚染に係る環境基準		115
	届出に関する問い合わせ先		117

大気汚染防止法による規制の概要

規制対象物質		施設の種類	設置者等の義務	規制措置など
ばい煙	いおう酸化物 ばいじん	ばい煙発生施設	◎設置届（工事着手60日前まで） ◎使用届（規制対象となった日から30日以内） ◎構造等の変更届（工事着手60日前まで） ◎氏名等変更届（変更後30日以内） ◎使用廃止届（廃止後30日以内） ◎承継届（地位承継後30日以内） ◎ばい煙量等、揮発性有機化合物濃度、水銀濃度の測定・記録 ◎排出基準等の遵守 ◎事故時の応急措置及び復旧措置（ばい煙発生施設のみ）	[届出] ◎実施の制限 ◎計画変更命令等 [排出基準等] ◎改善命令等
	有害物質 カドミウム及びその化合物等 塩素及び塩化水素 弗素、弗化水素及び フ化珪素 鉛及びその化合物 窒素酸化物			
揮発性有機化合物（VOC）		揮発性有機化合物排出施設		
水銀		水銀排出施設		
		要排出抑制施設	◎排出抑制のための自主的取組 ・単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成 ・水銀濃度の測定・記録・保存 ・実施状況及び評価の公表	◎対象施設 ・鉄鉄の用に供する焼結炉 ・製鋼の用に供する電気炉
粉じん	一般粉じん	一般粉じん発生施設	◎設置届、変更届（事前届） ◎使用届（規制対象となった日から30日以内） ◎氏名等変更届（変更後30日以内） ◎使用廃止届（廃止後30日以内） ◎承継届（地位承継後30日以内） ◎構造等の基準遵守	[構造等の基準] ◎基準適合命令等
	特定粉じん（石綿）	特定粉じん発生施設	◎設置届（工事着手60日前まで） ◎使用届（規制対象となった日から30日以内） ◎構造等の変更届（工事着手60日前まで） ◎氏名等変更届（変更後30日以内） ◎使用廃止届（廃止後30日以内） ◎承継届（地位承継後30日以内） ◎敷地境界線における大気中の特定粉じんの濃度の測定・記録 ◎敷地境界基準の遵守	[届出] ◎実施の制限 ◎計画変更命令等 [敷地境界基準等] ◎改善命令等
		特定粉じん排出等作業	◎排出作業実施届（作業の14日前まで） ◎作業基準の遵守	[届出] ◎計画変更命令等 [作業基準] ◎適合命令
有害大気汚染物質	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	指定物質排出施設	◎排出、飛散状況の把握 ◎排出、飛散抑制措置	◎勧告
特定物質	アンモニア等（28物質）	特定施設（ばい煙発生施設以外のもの）	◎事故時の応急措置及び復旧措置	◎事故時の措置命令

I 大気汚染防止法の概要

1 大気汚染防止法の目的（第一条）

- 健康の保護
- 生活環境の保全
- 被害者の保護

これらの目的を達成するために大気汚染防止法では、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴う**ばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制**し、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため**水銀等の排出を規制**し、**有害大気汚染物質対策**の実施を推進し、並びに**自動車排出ガスの許容限度**を定め、また大気汚染により健康被害が生じた場合の**事業者の損害賠償責任**について定めています。

2 法律で使用している用語の定義（第二条）

- ① 「**ばい煙**」とは、次に掲げる物質をいいます。
 - ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する**いおう酸化物**
 - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴い発生する**ばいじん**
 - ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、**カドミウム、塩素、弗化水素、鉛**その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（これを「**有害物質**」という）
- ② 「**揮発性有機化合物**」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。）をいいます。
- ③ 「**粉じん**」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。

「粉じん」のうち、石綿その他の人への健康に係る被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを「**特定粉じん**」といい、これ以外の粉じんを「**一般粉じん**」といいます。
- ④ 「**水銀等**」とは、水銀及び水銀化合物をいいます。
- ⑤ 「**特定粉じん排出等作業**」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（これを「**特定建築材料**」という）が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいいます。
- ⑥ 「**有害大気汚染物質**」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気の汚染の原因となるものをいいます。

このうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるものを「**指定物質**」（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）といいます。

3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設及び水銀排出施設（第三条～第十八条の三十一）

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置している者又は設置しようとしている者は、

- ① **ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設及び水銀排出施設**について届け出なければならない。
- ② **ばい煙の排出基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準、一般粉じん発生施設の構造等の基準、特定粉じんの敷地境界基準及び水銀等の排出基準**を遵守しなければならない

などの義務が課せられます。

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設及び水銀排

出施設に該当する施設の種類及び規模等は「Ⅱ ばい煙発生施設等一覧表」参照。

ばい煙の排出基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準、一般粉じん発生施設の構造等の基準、特定粉じんの敷地境界基準及び水銀等の排出基準は「Ⅲ 規制基準一覧表」参照。

4 特定粉じん排出等作業（第十八条の十四～十九）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（これを「**特定工事**」という）を施工しようとする者（自ら施工する者）は、

- ① **特定粉じん排出等作業**について**届け出**なければならない。
- ② **作業基準**を**遵守**しなければならない。

などの義務が課せられます。

特定粉じん排出等作業に該当する作業は「Ⅱ ばい煙発生施設等一覧表」参照。

特定粉じん排出等作業の作業基準は「Ⅲ 規制基準一覧表」参照。

5 指定物質抑制基準（附則第9～13号）

指定物質を大気中に排出し、又は飛散させる施設で政令で定めるもの（これを「**指定物質排出施設**」という）について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関し定められた基準。

指定物質排出施設は「Ⅱ ばい煙発生施設等一覧表」参照。

指定物質抑制基準は「Ⅲ 規制基準一覧表」参照。

6 改善命令等

(1) ばい煙発生施設

ばい煙量又はばい煙濃度が排出口において**排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき**は、期限を定めて当該ばい煙発生施設の**構造若しくは使用の方法**、若しくは当該ばい煙発生施設に係る**ばい煙の処理の方法の改善**、又は当該ばい煙発生施設の**使用の一時停止**を命じられます。（法第14条）

(2) 揮発性有機化合物排出施設

揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が**排出基準に適合しないと認めるとき**は、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の**構造若しくは使用の方法**若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る**揮発性有機化合物の処理の方法の改善**、又は当該揮発性有機化合物排出施設の**使用の一時停止**を命じられます。（法第17条の11）

(3) 特定粉じん発生施設

特定粉じんの当該工場又は事業場の**敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるとき**は、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の**構造若しくは使用の方法の改善**、若しくは**特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善**、又は当該特定粉じん発生施設の**使用の一時停止**を命じられます。（法第18条の11）

(4) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設に係る**構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認めるとき**は、期限を定めて**同基準に従うべきこと**、又は当該一般粉じん発生施設の**使用の一時停止**を命じられます。（法第18条の4）

(5) 特定粉じん排出等作業

特定工事の施工者が当該特定粉じん排出等作業について**作業基準を遵守していないと認めるとき**は、期限を定めて**同基準に従うべきこと**、又は当該特定粉じん排出等作業の**一時停止**を命じられます。（法第18条の19）

(6) 水銀排出施設

水銀等の排出口における水銀濃度が**排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるとき**は、期限を定めて、当該水銀排出施設の**構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善**又は当該水銀排出施設の**使用の一時停止**その他**水銀等**

の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを**勧告**されます。その勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じられます。

(法第18条の29)

(7) 指定物質排出施設

指定物質による大気の汚染により**人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは**、指定物質抑制基準を勧告して、指定物質排出施設からの**指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告**がされます。(法附則第10項)

7 ばい煙量等の測定義務

ばい煙排出者は**ばい煙量**又は**ばい煙濃度**を、揮発性有機化合物排出者及び特定粉じん排出者はそれぞれ**揮発性有機化合物濃度**及び**特定粉じんの濃度**を、水銀排出者は**水銀濃度**を測定して、その**結果を記録**し3年間**保存**しなければなりません。(法第16条、第17条の12、第18条の12、第18条の30) なお、ばい煙量又はばい煙濃度の測定は、**排出基準が定められたばい煙のみを対象**とします。(法規則第15条) また、水銀濃度の測定は**水銀排出施設ごと**に測定します。(法規則第16条の12)

なお、ばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定義務はなくなりました。

8 水銀濃度測定結果の確認方法

水銀排出施設の水銀濃度測定結果は、**平常時における平均的な排出状況**を捉えたものが適切に確認する必要があります。

このため、排出基準を上回る濃度が検出された場合は、水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、**速やかに3回以上の再測定**(試料採取を含む。)を実施し、初回の測定結果を含めた**計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値**により評価します。

※再測定は、初回の測定結果が排出基準の1.5倍を超過していたときは、初回測定結果が得られた後から30日以内、それ以外の場合は60日以内に実施して結果を得てください。

※測定結果は全て記録・保存しておいてください。(再測定した場合は、最大値及び最小値を含む。)

※再測定後の評価でも排出基準値を上回る場合は、関係(総合)振興局に連絡するとともに、原因究明を行い、再発防止措置をとってください。

9 水銀等の要排出抑制施設の設置者の自主的取組

水銀等の排出量が相当程度多い施設で、排出を抑制することが適当である**要排出抑制施設(製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。))と製鋼の用に供する電気炉**の設置者は、排出抑制のための自主的取組として、単独又は共同で、**自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等**を行うとともに、その実施状況及び評価を公表しなければなりません。(法第18条の32)

測定回数

項目	規模要件	測定回数
いおう酸化物	いおう酸化物量 10Nm ³ /h 以上を排出するばい煙発生施設	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
ばいじん（ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関、ガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が毎時1,000m ³ 未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器）	排出ガス量にかかわらず	5年に1回以上
ばいじん（上記施設を除く）	排出ガス量が4万Nm ³ /h以上のばい煙発生施設（廃棄物焼却炉にあつては焼却能力が4t/h以上の施設）	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万Nm ³ /h未満のばい煙発生施設（廃棄物焼却炉にあつては焼却能力が4t/h未満の施設）	年2回以上 ※1年間につき継続して休止する期間が6ヶ月以上の場合は年1回以上
窒素酸化物（ガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が毎時1,000m ³ 未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器）	排出ガス量にかかわらず	5年に1回以上
有害物質（上記施設を除く、窒素酸化物を含む）	排出ガス量が4万Nm ³ /h以上のばい煙発生施設	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万Nm ³ /h未満のばい煙発生施設	年2回以上 ※1年間につき継続して休止する期間が6ヶ月以上の場合は年1回以上
特定粉じん	事業者が常時使用する従業員の数が20人を超える場合	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
揮発性有機化合物	排出ガス量にかかわらず	年1回以上
水銀濃度	排出ガス量が4万Nm ³ /h以上の水銀排出施設	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万Nm ³ /h未満の水銀排出施設	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
	専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
	専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

*排出ガス量は「湿り」である。

*当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙発生施設については、測定対象とはならない。

10 報告の徴収

ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者、特定工事を施工する者若しくは水銀排出施設を設置している者に対し、**ばい煙発生施設の状況、特定施設**

設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況、水銀排出施設の状況その他必要な事項の報告を求めることがあります。(法第26条)

11 立入検査

北海道職員が、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に**立ち入り**、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、水銀排出施設その他の**物件を検査**することがあります。(法第26条)

<立入検査事項>

- (1)届出書記載事項の確認
- (2)ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況、水銀排出施設の状況
- (3)ばい煙量等の排出の状況
- (4)ばい煙量等の自主測定の実施及び記録の状況
- (5)改善指導事項の実施状況
- (6)改善命令等の遵守状況
- (7)その他必要な事項

12 緊急時の措置

- (1)**大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合**、大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認めるばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、**ばい煙又は揮発性有機化合物の排出量の減少について協力を要請**することがあります。(法第23条第1項)
- (2)気象状況の影響により**大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合**、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、**ばい煙量若しくはばい煙濃度の減少、又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限**その他**必要な措置**をとるべきことを**命じる**ことがあります。(法23条第2項)

◎緊急時の要件

(1)法第23条第1項関係

- ・いおう酸化物 1時間値0.2ppm以上3時間継続
 - ゝ 0.3ppm以上2時間継続
 - ゝ 0.5ppm以上1時間値の48時間平均値0.15ppm以上
- ・浮遊粒子状物質 1時間値2mg/m³以上2時間継続
- ・一酸化炭素 1時間値30ppm以上
- ・二酸化窒素 1時間値0.5ppm以上
- ・オキシダント 1時間値0.12ppm以上

(2)法第23条第2項関係

- ・いおう酸化物 1時間値0.5ppm以上3時間継続
 - ゝ 0.7ppm以上2時間継続
- ・浮遊粒子状物質 1時間値3mg/m³以上3時間継続
- ・一酸化炭素 1時間値50ppm以上
- ・二酸化窒素 1時間値1ppm以上
- ・オキシダント 1時間値0.4ppm以上

なお、北海道では、法第23条第1項及び第2項の規定に関して、知事がとるべき措置を適切に講ずるため、『北海道大気汚染緊急時対策実施要綱』を定めており、実施要領準則に基づき、札幌市、旭川市、函館市、室蘭市、小樽市、千歳市、石狩市、砂川市、奈井江町、苫小牧地方、伊達地方及び知内地方において、「大気汚染緊急時対策実施要領」が定められています。

13 特定物質に係る事故時の措置

- (1) ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして法施行令第10条で定めるもの（特定物質）を発生する施設（特定施設）を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、その事故を速やかに復旧するように努めなければなりません。（法第17条第1項）
- (2) (1)の場合、直ちに、その事故の状況を知事又は政令市（札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市）の長に通報しなければなりません。（法第17条第2項）
- (3) (1)の場合、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。（法第17条第3項）

※北海道では法第17条に規定する事態に関し、（総合）振興局長がとるべき措置を適切に講ずるため、必要な事項を『北海道大気汚染事故時対策実施要綱』で定めています。

14 罰則

大気汚染防止法に定められた規定に違反した場合、罰則が科せられることがあります。なお、組織の従業者が業務に関して違反行為をした場合は、その行為者のほか事業主も罰せられます（法第36条）

主な違反の内容	罰則の内容
(第33条) 計画変更命令、改善命令に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(第33条の2) 基準に適合しないばい煙等を排出した場合や事故時の措置命令、一般粉じん発生施設の基準適合命令に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(第34条) ばい煙発生施設等の設置の届出や構造等の変更の届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
(第35条) ばい煙発生施設等の設置等の実施の制限に違反した場合 ばい煙量等の自主測定結果の記録を怠ったり、虚偽の記録をしたり、又は記録を保存しなかった場合 立入検査を拒んだり、妨害した場合	30万円以下の罰金

※ 代表者氏名の変更や工場・事業場名称等の変更についての届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合は、10万円以下の過料に処せられる場合があります。（法第37条）

◎特定物質と関連業種又は用途

項番号	特定物質	主な関連業種又は用途
1	アンモニア	窒素肥料製造、硝酸、シアン化水素、アミン類など誘導品製造、合成繊維原料（ヘキサメチレンジアミン）製造、冷凍機冷媒に使用
2	弗化水素	アルミニウム精錬、リン酸又はリン酸質肥料製造、ガラス表面腐食液
3	シアン化水素	無機シアン化合物製造、合成繊維原料（アクリロニトリル、シアン化ビニリデン）製造、石炭乾留
4	一酸化炭素	燃料ガス製造、合成原料ガス製造、カルボニル化合物製造、製鉄
5	ホルムアルデヒド	合成樹脂（尿素樹脂、フェノール樹脂、メラミン樹脂など）製造、合成繊維（ビニロン）製造
6	メタノール	ホルマリン製造、エステル製造、溶剤（フィルム・塗料など）
7	硫化水素	石油精製、石炭乾留、ガス製造、金属製錬、けい光物質原料（硫化亜鉛、硫化カドミウム）製造
8	リン化水素 （ホスフィン）	倉庫、船倉のくん蒸、乾式リン酸製造☆
9	塩化水素	塩素製造、塩素化合物の製造、アルコール類など中間体の製造
10	二酸化窒素	硝酸製造、ニトロ化合物製造、硫酸製造（鉛室法）
11	アクロレイン	グリセリン製造、樹脂加工剤製造、医薬（メチオニンなど）製造
12	二酸化硫黄	硫酸製造、金属精錬、石油精製（芳香族抽出用溶剤）、漂白（パルプなど）
13	塩素	塩素製造、塩素化合物の製造、アルコール類など中間体の製造
14	二硫化炭素	ビスコース人絹、スフ製造、ゴム硫化促進剤製造、溶剤（抽出用など）
15	ベンゼン	石炭乾留、石油化学、フェノール製造、染料中間物製造、溶剤（燃料、ゴム、抽出用など）
16	ピリジン	石炭乾留、溶剤
17	フェノール	合成樹脂製造、合成繊維原料（カプロラクタム）製造、合成洗剤原料（アルキルフェノール）製造、農薬製造、石炭乾留、溶剤（潤滑油精製）
18	硫酸（SO ₃ を含む）	硫安、過リン酸石灰など肥料製造、各種無機及び有機化学製品製造、石油精製、蓄電池
19	弗化ケイ素	アルミニウム製錬、リン酸又はリン酸質肥料製造
20	ホスゲン	合成樹脂（ポリウレタン）製造、染料中間体、農薬、医薬製造
21	二酸化セレン	高純度セレン（整流器用）製造、セレン化合物製造、酸化剤（有機薬品合成）
22	クロルスルホン酸	合成洗剤（アルキルベンゼンスルホン酸）製造、染料中間体、医薬製造
23	黄リン	赤リン及び各種リン化合物製造
24	三塩化リン	有機リン化合物、農薬、医薬製造、有機物塩素化剤
25	臭素	写真薬、医薬、染料、農薬製造
26	ニッケルカルボニル	有機合成（アクリル酸エステルの合成など）用触媒
27	五塩化リン	医薬製造、有機物塩素化剤
28	メルカプタン	石油精製、着臭剤

☆リン化アルミニウムとその分解促進剤（炭酸アンモニウム）が用いられる。

Ⅱ ばい煙発生施設等一覧表

1 ばい煙発生施設(法施行令別表第1)

項	施設名	用途	規模要件	備考
1	ボイラー(熱風ボイラーを含む)		伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃焼能力(重油換算、以下同様)が50ℓ/h以上 (以下上記で伝熱面積が10㎡未満のものを「小型ボイラー」という。)	熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く
2	ガス発生炉 加熱炉	水性ガス又は油ガスの発生に用いる	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が50ℓ/h以上	
3	焙焼炉 焼結炉(ペレット焼成炉を含む) 煨焼炉	金属の精錬又は無機化学工業品の製造に用いる	原料処理能力1t/h以上	14項に掲げるものは除く
4	溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む) 転炉 平炉	金属の精錬に用いる		
5	溶解炉	金属の精製又は鑄造に用いる	火格子面積1㎡以上であるか、羽口面断面積0.5㎡以上であるか、バーナーの燃焼能力50ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量200KVA以上	こしき炉、14項及び24項から26項までに掲げるものは除く
6	加熱炉	金属の鍛造、圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理に用いる		
7	加熱炉	石油製品、石油化学製品又はコータール製品の製造に用いる		
8	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	石油の精製に用いる	触媒に付着する炭素の燃焼能力が200kg/h以上	

項	施設名	用途	規模要件	備考
8 02	石油ガス洗淨装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉		バーナーの燃焼能力が6ℓ/h以上	
9	焼成炉 溶融炉	窯業製品の製造に用いる	火格子面積1㎡以上であるか、バーナーの燃焼能力50ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量200KVA以上	
10	反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む） 直火炉	無機化学工業品又は食料品の製造に用いる		26項に掲げるものは除く
11	乾燥炉			14、23項に掲げるものは除く
12	電気炉	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造に用いる	変圧器の定格容量1,000KVA以上	
13	廃棄物焼却炉		火格子面積2㎡以上であるか、又は焼却能力200kg/h以上	
14	焙焼炉 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） 溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む） 転 炉 溶解炉 乾燥炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる	原料処理能力が0.5t/h以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が20ℓ/h以上	
15	乾燥施設	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造に用いる	容量が0.1㎡以上	

項	施設名	用途	規模要件	備考
16	塩素急速冷却施設	塩素化エチレンの製造に用いる	原料塩素処理能力（塩化水素については塩素換算量、以下同様）が50kg/h以上	
17	溶解槽	塩化第二鉄の製造に用いる		
18	反応炉	活性炭の製造に用いる	バーナーの燃焼能力が3ℓ/h以上	塩化亜鉛を使用するものに限る
19	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	化学製品の製造に用いる	原料塩素処理能力が50kg/h以上	塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く
20	電解炉	アルミニウムの製錬に用いる	電流容量が30KA以上	
21	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造に用いる	原料燐鉱石処理能力が80kg/h以上であるか、バーナーの燃焼能力が50ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が200KVA以上	原料として燐鉱石を使用するものに限る
22	凝縮施設 吸収施設 蒸留施設	弗酸の製造に用いる	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kw以上	密閉式のものを除く
23	反応施設 乾燥炉 焼成炉	トリポリ燐酸ナトリウムの製造に用いる	原料処理能力が80kg/h以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が50ℓ/h以上	原料として燐鉱石を使用するものに限る
24	溶解炉	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造に用いる	バーナーの燃焼能力が10ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が40KVA以上	鉛合金の製造を含む
25	溶解炉	鉛蓄電池の製造に用いる	バーナーの燃焼能力が4ℓ/h以上であるか、又は変圧器の定格容量が20KVA以上	

項	施設名	用途	規模要件	備考
26	溶解炉	鉛系顔料の製造 に用いる	容量が0.1m ³ 以上である か、バーナーの燃焼能 力が4ℓ/h以上である か、又は変圧器の定格 容量が20KVA以上	
	反射炉			
	反応炉			
	乾燥施設			
27	吸収施設	硝酸の製造に用 いる	硝酸の合成、漂白又は 濃縮能力が100kg/h以 上	
	漂白施設			
	濃縮施設			
28	コークス炉		原料処理能力が20t/日 以上	
29	ガスタービン		燃料の燃焼能力が50ℓ/ h以上	常用・非常用の区分 を届け出る
30	ディーゼル機 関		燃料の燃焼能力が50ℓ/ h以上	常用・非常用の区分 を届け出る
31	ガス機関		燃料の燃焼能力が35ℓ/ h以上	常用・非常用の区分 を届け出る
32	ガソリン機関		燃料の燃焼能力が35ℓ/ h以上	常用・非常用の区分 を届け出る

備考 「重油換算」

「重油換算量」とは、液体燃料は10ℓ、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgが重油10ℓに相当します。(昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知)。

なお、ガス機関については次の換算式によってください。(平成29年1月6日付け環水大大発第1701061号環境省水・大気環境局長通知)。

$$\text{重油換算量 (ℓ/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (Nm}^3\text{/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/Nm}^3\text{)} / \text{重油発熱量 (kJ/ℓ)}$$

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は40,000kJ/ℓとすること。

2 揮発性有機化合物(VOC)排出施設(法施行令別表第1の2)

項番号	揮発性有機化合物排出施設の種類	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /h以上
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が100,000m ³ /h以上
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が10,000m ³ /h以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /h以上
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が15,000m ³ /h以上
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が7,000m ³ /h以上
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が27,000m ³ /h以上
8	工業製品の洗浄施設(乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上
9	ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kℓ以上

注1) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注2) 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。

3 一般粉じん発生施設(法施行令別表第2)

項	施設名	規模要件	備考
1	コークス炉	原料処理能力 50 t/日以上	
2	鉱物又は土石の堆積場	面積 1,000m ² 以上	鉱物にコークスを含む。
3	ベルトコンベア	ベルト幅 75cm以上	鉱物、土石又はセメントに用いるものに限る。但し、密閉式のものを除く。
	バケットコンベア	バケット内容積 0.03m ³ 以上	
4	破碎機	原動機の定格出力 75kw以上	鉱物、岩石又はセメントに用いるものに限る。但し、湿式のもの及び密閉式のもの
	摩砕機		
5	ふるい	原動機の定格出力 15kw以上	ものを除く。

注1) 「鉱物」とは鉱業法第3条第1項に規定されているもの(石綿を除く。)のほか、ボーキサイト、岩塩等の外国産の鉱物、コークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイト等をいい、アスファルト廃材も含む。また、「土石」は「鉱物」、「岩石」以外のもので石炭灰、埋め立て用砂、海砂、コンクリート廃材も含む。

注2) 建築現場などで、長期(3ヶ月以上)にわたって使用する場合は、原則として対象となる。

4 特定粉じん発生施設(法施行令別表第2の2)

項	施設名	規模要件	備考
1	解綿用機械	原動機の定格出力 3.7kw以上	石綿を含有する製品の製造に用いるものに限る。但し、湿式のもの及び密閉式のものを除く。 * 特定粉じんの敷地境界基準は、工場等の敷地境界で10本/ℓ以下
2	混合機	原動機の定格出力 3.7kw以上	
3	紡織用機械	原動機の定格出力 3.7kw以上	
4	切断機	原動機の定格出力 2.2kw以上	
5	研磨機	原動機の定格出力 2.2kw以上	
6	切削用機械	原動機の定格出力 2.2kw以上	
7	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力 2.2kw以上	
8	プレス(剪断加工用に限る)	原動機の定格出力 2.2kw以上	
9	穿孔機	原動機の定格出力 2.2kw以上	

※ 現在、道内に特定粉じん発生施設は設置されておりません。

また、石綿等(石綿及び石綿を0.1%以上含有する製剤その他の物)の製造等については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)により、平成18年9月1日から全面禁止されており、今後も設置されることはないと考えられます。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(平成元年12月27日 環大企第490号 環境庁大気保全局長)

第1 特定粉じん発生施設に関する事項

- 1 法第2条第7項に規定する特定粉じん発生施設は、大気汚染防止法施行令第3条の2により令別表第2の2に掲げられているとおりであるが、同表備考にある「石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限る。」とは、石綿を原料として製品を製造する場合にとどまらず、例えば、石綿紡織品や石綿スレート等の石綿製品等を材料として、これに切断等の工作を加えて新たな製品を製造(いわゆる加工)する場合も含む概念であること。
- 2 同表備考にある「湿式のもの」とは、当該施設において取り扱われる原材料が、既に水又はその他の液体と混合されているなど、湿潤な状態にあることにより、施設から発生する石綿が実際上ないと考えられるものをいうこと。また、「密閉式のもの」とは、当該施設が常時密閉されていることにより、施設内において発生した石綿が施設外の大気中に排出され、又は飛散しないものをいうこと。

5 特定粉じん排出等作業(法施行令第3条の4)

- (1) 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
- (2) 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

特定建築材料（法施行令第3条の3）

- (1) 吹付け石綿
- (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

* 建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調整に際して石綿を意図的に含有させたもので、それが不明な場合は、石綿の重量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの。

・作業の実施の期間

作業の実施の期間のうち作業の開始日は、特定建築材料の排出等に係る足場作り、養生等の除去等に係る一連の作業の開始日である。

・解体等工事に係る調査及び説明等（法第18条の17）

解体等工事の受注者及び自主施工者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならない。

また、解体等工事の受注者は、発注者に対し調査結果等（*）を書面で説明しなければなりません。

*届出の対象となる場合には、届出事項についても説明

6 指定物質排出施設(法施行令別表第6)

項	施設の種類	規模要件
1	ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上
2	コークス炉	原料の処理能力が20 t/日以上
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く）	
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く）	
5	ベンゼンの貯蔵タンク	容量が500kℓ以上
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設（密閉式のものを除く）	ベンゼンの処理能力が1 t/h以上
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下トリクロロエチレン等という）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上
8	トリクロロエチレン等の混合施設（密閉式のものを除く）	混合槽の容量が5 kℓ以上
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く）	
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く）	トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3 m ² 以上
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機	処理能力が30kg/回以上

7 水銀排出施設(法施行令第3条の5)

水銀に関する水俣条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第8条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するもの。

<p>附属書D 水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源の一覧</p> <p>特定可能な発生源の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー 非鉄金属(注)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 廃棄物の焼却設備 セメントクリンカーの製造設備 <p>(注) この附属書の適用上、「非鉄金属」とは、鉛、亜鉛、銅及び工業金をいう。</p>
--

水銀排出施設に係る基準(施行規則第5条の2)については、37ページの「水銀排出施設に係る排出基準」を参照。

水銀排出施設(法施行規則別表第3の3)

項	施設の種類	規模要件等
1	令別表第1の1に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(石炭を専焼させるものを除く。)	バーナーの燃焼能力が10万ℓ/h未満のもの
2	令別表第1の1に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(上記以外のもの)	バーナーの燃焼能力が10万ℓ/h以上のもの又は石炭を専焼させるもの
3	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち1次精錬の用に供する施設	銅又は金の精錬の用に供するもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
4		鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
5	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち2次精錬の用に供する施設	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの
	令別表第1の24の項に掲げる溶解炉	鉛の2次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供するもの
	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設	専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。
6	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設うち2次精錬の用に供する施設	金の精錬の用に供するもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
7	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉	セメントの製造の用に供するもの
8	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設若しくは廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号に掲げる施設	火格子面積が2㎡以上であるか、若しくは焼却能力が200kg/h以上であるもの(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。)

項	施設の種類	規模要件等
9	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ(2)若しくは同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設	回収時に加熱工程を含む施設に限る。

- ◎1 「1次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉍の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉍の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 2 「2次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち1次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

8 水銀等の要排出抑制施設(法施行令別表第4の2)

1	製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)
2	製鋼の用に供する電気炉

III 規制基準一覧表

1 いおう酸化物に関する規制

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設から排出されるいおう酸化物の最大着地濃度が一定の値以下になるよう、排出口の有効高さに応じて許容されるいおう酸化物の量として定められています。排出基準は地域ごとに定められている定数（K値）を用い、次に示す算式により求められます。

（法施行規則第3条）

(1) いおう酸化物の排出基準～K値規制

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q：いおう酸化物量（単位 温度零度、圧力1気圧に換算したm³/h）

He：法施行規則に規定する方法により補正された排出口の高さ（m）

K：次表のとおり

（令別表第3、施行規則別表第1により作成）

K値	規制される区域
4.0	札幌市（手稲金山98番地の区域、手稲金山131番地から174番地までの区域、手稲本町592番地及び593番地の区域、手稲平和、手稲西野938番地から1006番地までの区域、手稲福井、山の手、盤溪、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野、簾舞、豊滝、小金湯、定山溪、定山溪温泉東1丁目から東4丁目まで、定山溪温泉西1丁目から西4丁目まで並びに有明を除く）の区域
4.5	室蘭市の区域
6.42	苫小牧市、勇払郡早来町（遠浅及び源武に限る）及び同郡厚真町（豊川、共栄、共和、上厚真及び浜厚真に限る）の区域
8.0	小樽市の区域 旭川市の区域
10.0	釧路市の区域
11.5	函館市、上磯郡上磯町（字七重浜町、字追分、字久根別町、字東浜町、字会所町、字本町、字川原町、字中野通、字飯生町、字新浜町、字大工川、字定盤町、字昭和町、字押上、字添山、字中野、字清川、字谷好町、字桜岱、字水無、字三好及び字富川町に限る）及び亀田郡大野町（字一本木、字萩野、字千代田及び字東前に限る）の区域
17.5	上記以外の区域

注1 次の施設については、当分の間、適用しない。

- ①昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラー
- ②昭和63年1月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって、排出ガス量が1万Nm³/h未満のもの
- ③ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関のうち、専ら非常用として用いられるもの

注2 この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。

(2)燃料規制～燃料中の硫黄含有率規制（令別表第4）

規 制 対 象 区 域	燃料中の硫黄含有率等	規 制 期 間
<p>○札幌市の区域のうち、市道東15丁目線と市道北24条線との交差点を起点とし、順次同北24条線、新川右岸線、琴似川右岸線、一般国道5号線、道道西野白石線、望月寒川左岸線、日本国有鉄道函館本線、一般国道275号線、市道北13条線及び市道東15丁目線を経て起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>○旭川市の区域のうち、忠別川右岸線と市道下1号線道路との交差点を起点とし、順次同市道、牛朱別川左岸線、境橋、牛朱別川右岸線、市道1丁目道路線、石狩川左岸線、金星橋、石狩川右岸線、市道6号道路、一般国道40号線、市道鷹栖公園通、ウツベツ川左岸線、石狩川右岸線、日本国有鉄道函館本線、石狩川左岸線及び忠別川右岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>☆燃料の硫黄含有率は、0.5(1.2)%以下でなければならない。但し、排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設に係る場合にあっては、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。</p> <p>☆硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置するものが燃料使用基準に適合する燃料を確保することが著しく困難であると認められる場合にあっては、1時間当たりの使用量は、通常使用される燃料の量に0.5(1.2)%を当該通常使用される燃料の硫黄含有率で除して得た数値を乗じて得た量以下でなければならない。</p> <p>※（ ）内は旭川市適用</p>	<p>▽札幌市10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>▽旭川市11月1日から翌年4月30日まで</p>

注 この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

2 窒素酸化物の排出基準

令別表 第1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模 (排ガス量 万Nm ³ /h)	On (%)	排出基準値 (ppm: 施設設置年月日別)								備 考	
					▼	48. 8. 10	50. 12. 10	52. 06. 18	54. 8. 10	58. 9. 10	62. 4. 1			
					48. 8. 9	50. 12. 09	52. 06. 17	54. 8. 9	58. 9. 9	62. 3. 31				
1	①	ガス専焼ボイラー	50以上 10～50 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	5	130 130 130 150 150 150		100 100 130 130 150 150	60 100 100 130 150 150						
	②	低品位炭専焼ボイラー (火炉分割壁型、 火炉熱発生率 586.047kJ/m ³ /h以上、 50万Nm ³ /h以上) ※2	70以上	6	550	300						200		
			50～70	6	550	300						250		
	③	低品位炭専焼ボイラー (30万Nm ³ /h以上、 ②以外)	70以上	6	480	300	300						200	
			50～70	6	480	300	300						250	
			30～50	6	480	350	300						250	
	④	石炭専焼ボイラー (前面燃焼方式、 自然循環型、火炉 熱発生率 586.047kJ/m ³ /h以上、 20万～25万Nm ³ /hのもの)		6	450	350	300						250	
	⑤	石炭専焼ボイラー (接線型チルチン グバーナー、100 万Nm ³ /h以上)		6	430	300							200	
	⑥	石炭燃焼ボイラー (流動層燃焼方式 4万Nm ³ /h未満)	1～4	6	450	380	350	350	380		□360 (350)		□58.9.10～59.9.9 に設置。それ以外 は()	
			0.5～1	6	450	380	350	390		□360 (350)				
0.5未満			6	480	480	480	380		□360 (350)					
⑦	石炭燃焼ボイラー (散布式ストーカ ー型、4万～10万 Nm ³ /h以上)		6	450	350	300	300			320				
⑧	固体燃焼ボイラー (流動層燃焼方式 4万Nm ³ /h未満、 ⑥以外)	0.5～4	6	450	380	350	350			□360 (350)		□58.9.10～59.9.9 に設置。それ以外 は()		
		0.5未満	6	480	480	480	380			□360 (350)				
⑨	固体燃焼ボイラー (火炉熱発生率 837.210kJ/m ³ /h以上、 再熱再生抽気 覆水式自然循環 型、59.12.31まで に固体燃焼ボイラ ーに転換したもの、 50万～70万Nm ³ /hのもの)		6	420		300					250			
⑩	固体燃焼ボイラー (②～⑨以外)	70以上	6	400	300	300	300				300	200		
		50～70	6	420	300	300	300				300	250		
		20～50	6	420	350	300	300				300	250		
		4～20	6	450	350	300	300				300	250		
		0.5～4	6	450	380	350	350				350	350		
		0.5未満	6	480	480	480	380				350	350		

令別表 第1の 項	細 番 号 ※1	ばい煙発生施設の種 類 ※1	規模 (排ガス量 万Nm ³ /h)	O _n (%)	排出基準値 (ppm : 施設設置年月日別)								備 考
					▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	
					48. 8. 9	50. 12. 09	52. 06. 17	54. 8. 9	58. 9. 9	62. 3. 31	62. 4. 1		
1	⑪	排脱付液体燃焼ボイ ラー (原油タール、100万 Nm ³ /h未満) ※3	50~100	4	210	180	150	130					◆52.6.18~52.9.9 に設置。 それ以外は()
			10~50	4	210	180	150	150					
			4~10	4	280	180	150	150					
			1~4	4	280	280	150	150					
			0.5~1	4	280	280	280	◆280(180)					
	0.5未満	4	280	280	280	◆280(180)							
	⑫	液体燃焼ボイラー (原油タール、⑪以 外)	50以上	4	180	180	150	130					
			10~50	4	190	180	150	150					
			4~10	4	250	180	150	150					
			1~4	4	250	250	150	150					
			0.5~1	4	250	250	250	◆250(180)					
	0.5未満	4	250	250	250	◆250(180)							
	⑬	排脱付液体燃焼ボイ ラー (原油タール以外、 100万Nm ³ /h未満) ※3	50~100	4	210	180	150	130					
			10~50	4	210	180	150	150					
			4~10	4	210	180	150	150					
			1~4	4	250	250	150	150					
0.5~1			4	280	280	280	◆280(180)						
0.5未満	4	280	280	280	◆280(180)								
⑭	液体燃焼ボイラー (⑪~⑬以外) ※3	50以上	4	180	180	150	130						
		10~50	4	190	180	150	150						
		4~10	4	190	180	150	150						
		1~4	4	230	230	150	150						
		0.5~1	4	250	250	250	◆250(180)						
0.5未満	4	250	250	250	◆250(180)								
⑮	固体燃焼小型ボイ ラー (伝熱面積10m ² 未満)		6							◇350	◇60.9.10以降に設 置		
			4							■300 (260)	■60.9.10~2.9.9 に設置。 それ以外は()		
2	①	ガス発生炉、加熱炉		7	170				150				
				7	360				150				
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上	15	540		220	220					
			1未満	15	540		540	220					
	②	焼成炉 (①以外のペレット 焼成炉)	1以上	15	300		220	220					
			1未満	15	300		300	220					
	③	焼結炉 (①~②以外)	10以上	15	260		220	220					
			1~10	15	270		220	220					
1未満			15	300		300	220						
④	アルミナ製造用煅焼 炉	1以上	10	350		200	200						
		1未満	10	350		350	200						
⑤	煅焼炉(④以外)		10	200									
⑥	焙焼炉		14	250				220					
4		溶鋳炉		15	120				100				
5		金属溶解炉 ※5		12	200				180				
6	①	ラジアントチューブ 型金属加熱炉	10以上	11	200		100	100					
			1~10	11	200		150	150					
			0.5~1	11	200		200	150					
			0.5未満	11	200		200	180					
	②	鍛接鋼管用金属加熱 炉	10以上	11			100	100					
			1~10	11				180					
			0.5~1	11				150					
			0.5未満	11				180					
				11									
③	金属加熱炉 (①、②以外)	10以上	11	160		100	100						
		1~10	11	170		150	130						
		0.5~1	11	170		170	150						
		0.5未満	11	200		200	180						
			11										

令別表 第1の 項	細 番 号 ※1	ばい煙発生施設の種 類	規模 (排ガス量 万Nm ³ /h)	O _n (%)	排出基準値 (ppm : 施設設置年月日別)								備 考
					▼	48. 8. 10 ▼	50. 12. 10 ▼	52. 06. 18 ▼	54. 8. 10 ▼	58. 9. 10 ▼	62. 4. 1 ▼		
					48. 8. 9	50. 12. 09	52. 06. 17	54. 8. 9	58. 9. 9	62. 3. 31			
7	① 排脱付石油加熱炉	4以上	6	170	170	100	100						
		1~4	6	180	170	150	130						
		0.5~1	6	190	190	190	150						
		0.5未満	6	200	200	200	180						
	② エチレン分解炉	4以上	6	170		100	100						
		1~4	6	180		150	130						
0.5~1		6	180		180	150							
0.5未満		6	200		200	180							
③ エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4以上	6	170		100	100							
	1~4	6	280		150	130							
	0.5~1	6	180		180	150							
	0.5未満	6	200		200	180							
④ エチレン独立加熱炉	10以上	6	170		100	100							
	4~10	6	180		100	100							
	1~4	6	180		150	130							
	0.5~1	6	180		180	150							
	0.5未満	6	200		200	180							
⑤ エチレン独立加熱炉 メタノール改質炉 (空気余熱器付)	10以上	6	170		100	100							
	4~10	6	430		100	100							
	1~4	6	180		150	130							
	0.5~1	6	180		180	150							
	0.5未満	6	200		200	180							
⑥ 石油加熱炉 (①~⑤以外)	4以上	6	170	170	100	100							
	1~4	6	180	170	150	130							
	0.5~1	6	180	180	180	150							
	0.5未満	6	200	200	200	180							
8		触媒再生塔		6	300			250					
8の2		燃焼炉		8	300			250					
9	① 石灰焼成炉 (ガス燃焼ロータリー キルン)		15	300			250						
			15	300			250						
	② セメント焼成炉 (湿式)	10以上	10			250	250						
		10未満	10				350						
	③ セメント焼成炉 (②以外)	10以上	10	480		250	250						
		10未満	10	480		480	350						
	④ 耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉		18	450			400						
	⑤ 板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉 ※6		15	400			360						
⑥ フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉※6		16	900			800							
⑦ その他ガラス製造用溶融炉※6		15	500			450							
10	① 反応炉、直火炉 (②、③以外)		6	200			180						
			6	250			180						
	③ 硫酸製造用反応炉 (NO _x 触媒)		15 ※7	700			180						
11		乾燥炉		16	250			230					
13	① 浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続)	4以上	12	900		450	450						
		4未満	12	900		900	450						
	② 特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)※8	4以上	12	300		250	250						
		4未満	12	900		900	700						
③ 廃棄物焼却炉 (連続炉、①、②以外)	4以上	12	300		250	250							
	4未満	12	300		300	250							
④ 廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上	12			250								

令別表 第1の 項	細 番 号 ※1	ばい煙発生施設の種 類	規模 (排ガス 量万Nm ³ /h)	O _n (%)	排出基準値 (ppm: 施設設置年月日別)							備 考
					▼	48. 8. 10 ▼	50. 12. 10 ▼	52. 06. 18 ▼	54. 8. 10 ▼	58. 9. 10 ▼	62. 4. 1 ▼	
					48. 8. 9	50. 12. 09	52. 06. 17	54. 8. 9	58. 9. 9	62. 3. 31		
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉		14	250				220			
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉		15	300				220			
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉 (④、⑤以外)		15	120				100			
	④	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち 鉱滓処理炉(石炭、 コークスを燃料・還元 剤とするもの)		15	450							
	⑤	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち 立型蒸留炉		15	230			100				
	⑥	溶解炉 (⑦以外)		12	200			180				
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち 精製炉(アンモニアを還元 剤とするもの)		12	330							
	⑧	乾燥炉		16	200			180				
18		活性炭製造用反応炉		6	200			180				
21	①	燐等製造用焼成炉		15	200			180				
	②	燐等製造用溶解炉		15	650			600				
23	①	トリポリリン酸ナトリウム 製造用焼成炉		15	200			180				
	②	トリポリリン酸ナトリウム 製造用乾燥炉		16	200			180				
24		鉛二次精錬用溶解炉		12	200			180				
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		12	200			180				
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉		12	200			180				
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		O _s	200			180				
	③	反射炉		15	200			180				
	④	反応炉		6	200			180				
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造 用反応炉		O _s	200			180				
27		硝酸製造施設		O _s	200							
28	①	コークス炉 (オート型)	10以上 10未満	7 7		200	170					
	②	コークス炉 (①以外)	10以上 10未満	7 7	350 350	200 350	170 170					

(注) ※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

※2 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が20,930.25kJ(5,000kcal)以下のものをいう。

※3 液体燃焼ボイラーのうち52.9.10前に設置された排出ガス量が0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼型のもは、当分の間適用しない。

※4 小型ボイラーのうち、灯油、軽油、A重油、ガスを燃料とするものは、当分の間適用しない。

※5 キュボラは適用除外される。

※6 板ガラス、ガラス繊維製造用熔融炉、フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用熔融炉、その他ガラス製造用熔融炉のうち酸素燃焼方式によるものについては、標準酸素濃度補正式に補正項(1/4)を乗じた数値に対して排出基準を適用する。

※7 54.8.10以降設置された硝酸製造用反応炉(NO_x触媒)の標準酸素濃度は、6%である。

※8 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

令別表 第1の 項	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ※9	規模 (排ガス 量万Nm ³ /h)	O _n (%)	排出基準値 (ppm : 施設設置年月日別)				備 考
					▼ 63. 1.31	63. 2. 1 ▼ 1. 7.31	1. 8. 1 ▼ 3. 1.31	3. 2. 1 ▼ 6. 1.31	
29	①	ガスタービン (気体燃料専焼)	4.5以上 4.5未満	16 16		70 90	70 70		
	②	ガスタービン (液体燃料専焼及 び気体、液体燃料 混焼)	4.5以上 4.5未満	16 16		100 120	100 100	70 70	
30	①	ディーゼル機関 大型(シリンダ径 400mm以上)		13		1,600	1,400	1,200	
	②	ディーゼル機関 中小径(シリンダ 径400mm未満)		13		950			
31		ガス機関		0	2,000		1,000	600	
32		ガソリン機関		0	2,000		1,000	600	

(注) ※9 専ら非常時に用いられる施設については、排出基準は当分の間、適用しない。

◎上表に掲げる窒素酸化物の量は、次の式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C : 窒素酸化物の量 (ppm)

O_n : 標準酸素濃度 (% : 上表のO_n)

O_s : 移出ガス中の酸素濃度 (%、20%を超える場合は、20%とする)

C_s : 測定された濃度を温度が0度で圧力が1気圧の状態の排ガス1m³中の量に換算したもの (ppm)

3 ばいじんの排出基準

令別表第1の項	施設の種類		排出ガス量区 分 (万Nm ³ /h)	標準酸素濃度 O _n (%)	排出基準 (施設設置年月日別) (g/Nm ³)				当分の間適用 猶予 O _n	備考	
	規則別表第2の項				▼ 57. 5. 31	57. 6. 1 ▼ 60. 9. 9	60. 9. 10 ▼ 2. 9. 9	2. 9. 10 ▼			
1	ボイラー	1	ガス専焼 (触媒再生塔付属を除く)	4以上	5	0. 05				▼7. 7. 2までの間、発熱量が20, 930. 25kJ (5, 000kcal)/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、7. 7. 3以降発熱量が23, 023. 275kJ (5, 500kcal)/kg以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間、0. 45とする。	
			4未満	5	0. 10						
			▽小型ボイラー		O _s	当分の間、適用しない (触媒再生塔付属を含む)					
		2	液体燃料専焼及びガス・液体燃料混焼 (3項及び5項を除く)	20以上	4	0. 07	0. 05				
				4~20	4	0. 18	0. 15				
				1~4	4	0. 25					
				1未満	O _s	0. 30					
		▽小型ボイラー		O _s	当分の間、適用しない		0. 50	0. 30			
		3	黒液専焼及びガス・黒液混焼 (5項を除く)	20以上	O _s	0. 20	0. 15				
				4~20	O _s	0. 35	0. 25				
				4未満	O _s	0. 35	0. 30				
		▽小型ボイラー		O _s	当分の間、適用しない		0. 50	0. 30			
		4	石炭燃焼 (5項を除く)	20以上	6	▼0. 15	0. 10				
				4~20	6	▼0. 25	0. 20				
				4未満	6	▼0. 35	0. 30				
		▽小型ボイラー		6	当分の間、適用しない		0. 50	0. 30			
		5	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔付属		4	0. 30		0. 20			
				▽小型ボイラー		4	当分の間、適用しない		0. 50		0. 20
6	その他	4以上	O _s	0. 30				6			
		4未満	O _s	0. 40	0. 30			6			
		▽小型ボイラー		O _s			0. 50	0. 30		6	

(注) 小型ボイラーで軽質液体燃料 (A重油、灯油、軽油) を専焼させるもの並びにガス・軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間、適用しない。

令別表第1の項	施設の種類		排出ガス量区 分 (万Nm ³ /h)	標準酸素濃度 O _n (%)	排出基準 (g/Nm ³)		当分の間適用 猶予 O _n (%)	備考
	規則別表第2の項				▼ 57. 5. 31	57. 6. 1 ▼		
2	水性ガス又は油ガス発生用	7	ガス発生炉	7	0. 05			
		8	加熱炉	7	0. 10			
3	金属精錬又は無機化学工業品の製造用	9	焙焼炉	4以上	O _s		0. 10	
			4未満	O _s	0. 15			
		10	フェロマンガ製造焼結炉		O _s	0. 20		
		11	その他焼結炉		O _s	0. 15		
12	煅焼炉	4以上	O _s	0. 25	0. 20			
		4未満	O _s	0. 30	0. 25			
4	金属精錬用	13	高炉		O _s	0. 05		
		14	溶鉱炉 (高炉を除く)		O _s	0. 15		
		15	燃焼型転炉		O _s	0. 13	0. 10	
			非燃焼型転炉		O _s	0. 10		
16	平炉	4以上	O _s	0. 10				
		4未満	O _s	0. 20				

令別表 第1の 項	施設の種類			排出ガス量 区 分 (万Nm ³ / h)	標準酸 素濃度 O _s (%)	排出基準 (g/Nm ³)		当分の 間適用 猶予 O _n (%)	備考
	規則別 表第2 の項					▼	57.6.1 ▼		
						57.5.31			
5	金属精製又は鋳造 用	17	アルミニウム地金製 造、合金製造又は再 生用反射炉	4以上	O _s	0.10			
			4未満	O _s	0.30	0.20			
		その他溶解炉	4以上	O _s	0.10				
			4未満	O _s	0.20				
6	金属製造、圧延又 は金属若しくは熱 処理用金属製品	18	加熱炉	4以上	O _s	0.15	0.10	11	
				4未満	O _s	0.25	0.20	11	
7	石油製品、石油化 学製品又はコール タール製品製造用	19	潤滑油製造用加熱炉	4以上	6	0.10			
				1～4	6	0.15			
			その他加熱炉	1未満	6	0.18	0.15		
				4以上	6	0.10			
4未満	6	0.15							
	8	石油精製用	20	触媒再生塔		6	0.30	0.20	
8の2	石油ガス洗浄装置 付属	21	燃焼炉		8	0.10			
9	窯業製品製造用	22	石灰焼成炉のうち、 土中釜		15	0.40			
				23	その他石灰焼成炉		15		0.30
		24	セメント製造焼成炉		10	0.10			
		25	耐火物原料、耐火レ ンガ製造用焼成炉	4以上	18	0.10			
				4未満	18	0.20			
		26	その他焼成炉	4以上	O _s	0.15			15
				4未満	O _s	0.25			15
		27	板ガラス、ガラス織 維製品製造用熔融炉	4以上	15	0.10			
				4未満	15	0.15			
		28	フリット、光学ガラ ス、電気ガラス製造 用熔融炉	4以上	16	0.10			
4未満	16			0.30	0.15				
29	その他熔融炉	4以上	15	0.10					
		4未満	15	0.20					
10	無機化学工業品又 は食料品製造業	30	活性炭製造用反応炉	4以上	O _s	0.15		6	
				1～4	O _s	0.20		6	
				1未満	O _s	0.30	0.20	6	
		その他反応炉及び直 火炉	4以上	O _s	0.15		6		
4未満	O _s		0.20		6				
11	乾燥炉 (14・23項を除 く)	31	骨材乾燥炉のうち、 直接熱風乾燥炉	2以上	O _s	0.50			
				2未満	O _s	0.60	0.50		
			骨材乾燥炉のうち、 直接熱風乾燥炉以外	2以上	16	0.50			
				2未満	16	0.60	0.50		
		32	その他乾燥炉のう ち、直接熱風乾燥炉	4以上	O _s	0.15			
				1～4	O _s	0.30	0.20		
				1未満	O _s	0.35	0.20		
			その他乾燥炉のう ち、直接熱風乾燥炉 以外	4以上	16	0.15			
1～4	16	0.30		0.20					
1未満	16	0.35	0.20						

令別表 第1の 項	施設の種類		排出ガス量 区分 (万Nm ³ / h)	標準酸 素濃度 O _n (%)	排出基準 (g/Nm ³)		当分の 間適用 猶予 O _n (%)	備考
	規則別 表第2 の項				▼	57.6.1		
						▼		
12	製鉄、製鋼又は合金 鉄若しくはカーバイ ド製造用	33	合金鉄製造用電気炉 (珪素40%以上含有)		O _s	0.20		
		34	合金鉄製造用電気炉 (上記以外)及びカー バイド製造用電気炉		O _s	0.15		
		35	その他電気炉		O _s	0.10		
13	廃棄物焼却炉	36		処理能力 (t/h)		▼ 10.630	10.7.1 ▼	
				4以上	12	0.08	0.04	
				2~4	12	0.15	0.08	
				2未満	12	0.25	0.15	
14	銅、鉛又は亜鉛の精 錬に用いる	38	焙焼炉	4以上	O _s	0.10		
				4未満	O _s	0.15		
		39	焼結炉		O _s	0.15		
		40	溶鉱炉		O _s	0.15		
		41	転炉		O _s	0.15		
		42	溶解炉	4以上	O _s	0.10		
				1~4	O _s	0.20		
				1未満	O _s	0.30		
		43	気流搬送型乾燥炉のう ち直接熱風乾燥炉	4以上	O _s	0.18	0.15	
				4未満	O _s	0.30	0.20	
			気流搬送型乾燥炉のう ち上記以外	4以上	16	0.18	0.15	
				4未満	16	0.30	0.20	
		その他乾燥炉のうち直 接熱風乾燥炉	4以上	O _s	0.15			
			4未満	O _s	0.30	0.20		
その他乾燥炉のうち直 接熱風乾燥炉以外	4以上	16	0.15					
	4未満	16	0.30	0.20				
18	活性炭製造用(塩化 亜鉛使用)	44	反応炉		6	0.30		
20	アルミニウム精錬用	45	電解炉		O _s	0.05		
21	燐、燐酸、燐酸質肥 料又は複合肥料製造	46	焼成炉		15	0.15		
		47	溶解炉		O _s	0.20		
23	トリポリ燐酸ナトリ ウム製造用	48	直接熱風乾燥炉		O _s	0.10		
			直接熱風乾燥炉以外		16	0.10		
		49	焼成炉		15	0.15		
24	鉛第二次精錬又は鉛 管、板、線製造用	50	溶解炉	4以上	O _s	0.10		
			4未満	O _s	0.20			
25	鉛蓄電池の製造用	51	溶解炉	4以上	O _s	0.10		
				4未満	O _s	0.15		
26	鉛系顔料製造用	52	溶解炉	4以上	O _s	0.10		
				4未満	O _s	0.15		
		53	反射炉		O _s	0.10		
		54	反応炉(硝酸鉛製造用 を除く)		☆6	0.05	☆鉛酸化物の 製造用はO _s	
28	コークス炉	55			7	0.15		

令別表 第1の 項	施 設 の 種 類		排出ガス量 区 分 (万Nm ³ / h)	標準酸 素濃度 O _n (%)	排 出 基 準 (g/Nm ³)	
	規則別 表第2 の項				▼ 63. 1.31	63. 2. 1 ▼
29	ガスタービン	56	常用	16	当分の間、適用しない	0. 05
			非常用		当分の間、適用しない	
30	ディーゼル機関	57	常用	13	当分の間、適用しない	0. 10
			非常用		当分の間、適用しない	

令別表 第1の 項	施 設 の 種 類		規 模	標準酸 素濃度 O _n (%)	排 出 基 準 (g/Nm ³)	備 考
	規則別 表第2 の項					
31	ガス機関	58	燃焼能力35ℓ/h	0	0. 05	非常用は当分の間、 適用しない
32	ガソリン機関	59	燃焼能力35ℓ/h	0	0. 05	

◎ 1 上表に掲げるばいじんの量は次式で換算された量である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C : ばいじんの量 (g)

(熱源として電気を使用するものはC=C_s)

O_n : 標準酸素濃度 (% : 上表のO_n)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%、20%を超える場合は、20%とする。)

C_s : 測定されたばいじん濃度を温度が0度で圧力が1気圧の状態の排ガス1m³中の量に換算したもの (g)

2 この表のばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

4 有害物質の排出基準

令別表 第1の 項	施 設 名		カドミウム 及びその 化合物 (mg/N m ³)	塩素 (mg/N m ³)	塩化水素 (mg/N m ³)	弗素、弗化水 素及び弗化珪 素 (mg/N m ³)	鉛及びその 化合物 (mg/N m ³)	備 考
9	ガラス又はガラス製品の製造用	原料として塩化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	1.0					
		原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの				1.0		
		原料として酸化鉛を使用するもの					2.0	
13	廃棄物焼却炉				★700			
14	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉		1.0				1.0	
	焼結炉、溶鉱炉		1.0				3.0	
15	乾燥施設		1.0					
16	塩素急速冷却施設			3.0	8.0			
17	溶解槽			3.0	8.0			
18	反応炉			3.0	8.0			
19	塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設			3.0	8.0			
20	電解炉					▼1.0		▼電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出される場合は3.0
21	反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造用）					1.5		
	反応施設（前項以外）					1.0		
	濃縮施設（磷酸質肥料の製造用を除く）					1.0		
	焼成炉（磷酸質肥料製造用に限る）					2.0		
	溶解炉（磷酸質肥料製造用） 電気炉					1.5		
	溶解炉（前項以外） 平炉					2.0		
22	凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設					1.0		
23	反応施設、乾燥炉、焼成炉					1.0		
24	溶解炉						1.0	
25	溶解炉						1.0	
26	溶解炉、反応炉、反応炉、乾燥施設						1.0	

★ 廃棄物焼却炉の塩化水素の量は次式で換算された値である。

$$C = 9 / (21 - O_s) \times C_s$$

C : 塩化水素の量 (mg)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

C_s : 測定された塩化水素の濃度を温度が0度で圧力が1気圧の状態の排ガス1m³中の量に換算したもの (mg)

- ◎ 1 この表の有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 2 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

5 揮発性有機化合物の排出基準（法施行令別表第1の2及び施行規則別表第5の2）

令別表第1の2の項	揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 （揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が3,000m ³ /h以上	600ppmC	
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /h以上	自動車の製造の用に供するもの	設置年月日 ▼ 18.4.1 18.3.31 ▼
			その他のもの	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /h以上	木材・木製品（家具を含。）の製造の用に供するもの。	1,000ppmC
			その他のもの	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /h以上	1,400ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /h以上	1,400ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /h以上	400ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /h以上	700ppmC	
8	工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5㎡以上	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kℓ以上 （ただし、既設（18.3.31以前）の貯蔵タンクは容量が2,000kℓ以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

（注）「送風機の送風能力が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を指標とする。」

（注）「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。

（注）「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率である。

6 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(法施行規則別表第6)

令別表 第2の 項	施設名	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	コークス炉	<p>1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	鉱物又は土石の堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>3 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

令別表 第2の 項	施 設 名	構造並びに使用及び管理に関する基準
4 5	破碎機及び摩砕機 ふるい	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

7 特定粉じんの敷地境界基準(法施行規則第16条の2)

石綿に係る敷地境界基準は、大気中の石綿の濃度が1ℓにつき10本であること。

8 特定粉じん排出等作業に係る作業基準(法施行規則第16条の4)

- (1) 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
- イ 法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ハ 特定粉じん排出作業の実施の期間
 - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ホ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- (2) 前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(別表第7)

令第3条の4の項	作業の種類	作業基準
1	特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業(次項又は三の項に掲げるものを除く)	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、ニ及びヘの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑</p>

		制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
2	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿を除く石綿を含有する断熱材、保温及び耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、または修繕する作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

9 指定物質抑制基準（法附則第9項の規定に基づく）

指定物質の種類	令別表第6の項	施設の種類の	規模要件	指定物質抑制基準（設置年月日別） (mg/Nm ³)		備考
				▼ 9. 3. 31	▼ 9. 4. 1	
ベンゼン	1	乾燥施設（溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの）	排出ガス量3,000Nm ³ /h以上 1,000～3,000Nm ³ /h	100 200	50 100	
	2	コークス炉	原料の処理能力が20t/h以上	100	100	※9.3.31までに設置された施設については開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く ※装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量
	3	蒸留施設（溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの）	排出ガス量1,000Nm ³ /h以上	200	100	
	4	脱アルキル反応施設（排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く）		100	50	
	5	貯蔵タンク（浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く）	容量1,000kℓ以上 500～1,000kℓ	1,500	600 600	ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量
	6	反応施設（排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く）	排出ガス量3,000Nm ³ /h以上 1,000～3,000Nm ³ /h	100 200	50 100	
トリクロロエチレン	7	乾燥施設（溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるためのもの）	送風機の送風能力が1,000Nm ³ /h以上	500	300	
	8	混合施設（トリクロロエチレンを溶媒として使用するもの）	混合槽の容量が5kℓ以上	500	300	
	9	蒸留施設（トリクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレンの回収の用に供するもの）		300	150	
	10	洗浄施設（トリクロロエチレンにより洗浄するもの）	トリクロロエチレンが空気に接する面が3㎡以上	500	300	
テトラクロロエチレン	7	乾燥施設（溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの）	送風機の送風能力が1,000Nm ³ /h以上	500	300	
	8	混合施設（テトラクロロエチレンを溶媒として使用するもの）	混合槽の容量が5kℓ以上	500	300	
	9	蒸留施設（テトラクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したテトラクロロエチレンの回収の用に供するもの）		300	150	
	10	洗浄施設（テトラクロロエチレンにより洗浄するもの）	テトラクロロエチレンが空気に接する面が3㎡以上	500	300	
	11	ドライクリーニング機（密閉式のものを除く）	処理能力が30kg/回以上	500	300	

10 水銀排出施設に係る排出基準（規則第5条の2、第16条の11、附則第2条）

規則別表 第3の3 の項	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
				新規 施設	既存 施設(注2)
1	小型石炭混焼ボイラー(注4)		●伝熱面積10 m^2 以上 ●燃焼能力(注3)50 ℓ /時以上	10	15
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー			8	10
3	一次施設	銅又は工業金	●金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)及び煨焼炉 ●金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用 反射炉を含む。)転炉及び平炉: ●原料処理能力1t/時以上	15	30
4		鉛又は亜鉛			
5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼 炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)溶 鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶 解炉及び乾燥炉: ●原料処理能力0.5t/時以上 ●火格子面積0.5 m^2 以上 ●羽口面断面積0.2 m^2 以上 ●燃焼能力(注3)20 ℓ /時以上	100	400
6		工業金			
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		●火格子面積1 m^2 以上 ●燃焼能力(注3)50 ℓ /時以上 ●変圧器定格容量200kVA以上	50	80 (注7)
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		●火格子面積2 m^2 以上 ●焼却能力200kg/時以上	30	50
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物(注5)又は 水銀含有再生資源(注6)を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る) (施設規模による裾切りなし。)	50	100

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造
変更)をした場合は、新規施設の排出基準を適用

(注2) 施行日(平成30年4月1日)において現に設置されている施設(設置の工事が着手されてい
るものを含む。)

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で10万 ℓ /時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

(注7) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものは、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$

1.1 (参考) 小型ボイラー排出基準

項目	排出基準			備考
	～ S60.9.9	S60.9.10 ～ H2.9.9	H2.9.10 ～	
硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	—	K値適用	K値適用	ガス、灯油、軽油又はA重油を燃焼させるものは、 当分の間適用しない。
窒素酸化物 (ppm)	—	液体300	液体260	
	—	固体350	固体350	
ばいじん (g/Nm ³)	—	0.50	種類ごとの 最小規模の ものに係る 値	

注1 小型ボイラーとは伝熱面積が10m²未満で、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上のボイラーをいう。

注2 昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラーの排出基準は当分の間適用が猶予される。

注3 軽質液体燃料（A重油・灯油・軽油）及びガスを燃料とする小型ボイラー（当分の間、排出基準を適用しないとされているもの）については、自主測定の対象とはならない。

IV 届出について

1 各種届出の方法

(1) 届出を要する場合

- ・ 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設を設置等する場合
- ・ 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工する場合

(2) 届出対象者

① ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設、水銀排出施設

ア 個人営業のときは事業主

イ 法人のときは代表者

なお、届出者が代表権を有しない場合には代表者の委任状が必要です。

② 特定粉じん排出等作業

建設工事の発注者又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（①のア、イと同様）

(3) 届出事項

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般・特定粉じん発生施設、水銀排出施設の届出の種類に応じた所定の様式及び特定粉じん排出等作業の所定様式について、各欄とも記載もれのないよう正確に記入して下さい。（「V 届出書の記入方法及び記入例」参照）

(4) 届出書の提出部数等

届出書は正本にその写し1通を添えて提出して下さい。

① ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設

2施設以上届出するときには、同一の工場又は事業場に設置され、その種類が同一である場合に限り、1つの届出書により届出できます。

② 特定粉じん発生施設

2施設以上届出するときには、同一の工場又は事業場に設置される場合に限り、1つの届出書により届出できます。

③ 特定粉じん排出等作業

2つ以上の作業の届出をするときは、同一の建築物について行われる場合に限り、1つの届出書により届出できます。

(5) 届出書の提出時期

① ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置、構造等変更届出について

設置、構造等変更の実施についての制限期間が60日であるため、工事着手予定日の60日以上前に余裕を持って提出して下さい。

※制限期間…届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、届出に係るばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置、構造等変更をしてはならない。

② 一般粉じん発生施設の設置、構造等変更届出について

工事着手日以前に提出して下さい。

③ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設に係るその他届出について

氏名等の変更、施設の使用廃止及び承継については、その事実があった日から30日以内に提出して下さい。

④ 特定粉じん排出等作業について

作業開始日の14日前までに提出して下さい。

(6)届出書の提出場所

施設を設置（特定粉じん排出等作業を実施）する市町村が属する（総合）振興局に提出して下さい。但し、札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市及び苫小牧市において（小樽市、室蘭市及び苫小牧市に設置する工場を除く。）は当該市に提出して下さい。

また、北斗市において一般粉じん・特定粉じん発生施設を設置（特定粉じん排出等作業を実施）する場合、鹿追町において揮発性有機化合物排出施設を設置する場合は当該市町に提出して下さい。

(7)届出の受理

届出書は（総合）振興局等において形式審査が行われます。その結果、届出書に記載もれ、誤記、書類や図面の添付もれ等の不備がないときは受理され、ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の設置（使用）・構造等変更の場合には、届出者に受理書が交付されます。

(8)計画変更命令等

届出の受理後、内容審査の結果、ばい煙発生施設については、ばい煙量又はばい煙濃度が排出基準に適合しないと認められるとき、揮発性有機化合物排出施設については、揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認められるとき、特定粉じん発生施設については、大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認められるとき、水銀排出施設については、水銀濃度が排出基準に適合しないと認められるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、施設の構造、使用の方法、処理の方法等に関する計画の変更、又は施設の設置等に関する計画の廃止を命ぜられます。（法第9条、第17条の8、第18条の8、第18条の26）

また、特定粉じん排出等作業については、作業の方法が作業基準に適合しないと認められるときは、届出を受理した日から14日以内に限り、作業の方法に関する計画の変更を命ぜられます。（法第18条の16）

(9)フレキシブルディスクによる手続

各届出書の各欄に掲げる事項を記載したフレキシブルディスク及びフレキシブルディスク提出書（様式第6の2）により、届出書による届出に代えることができます。（規則第13条の2）

2 届出の種類と方法

(1) ばい煙発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
設置届 (法第6条)	工事着手予定日の60日以前	届出様式	添付書類
		様式第1 別紙1 別紙2 別紙3	①ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②ばい煙処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 (煙突だけの場合もその概略図) ③ばい煙発生及びばい煙の処理に係る操業系統の説明概要図 ④ばい煙発生施設とばい煙処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定口の設置箇所を示した図面 ⑥工場・事業場付近見取図 ⑦ばい煙の発生に係る原材料及び燃料の性状分析表 ⑧ばい煙等の計算書
使用届 (法第7条)	新たに施設となった日から30日以内	※変更のない部分	①変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
構造等変更届 (法第8条)	工事着手予定日の60日以前	は省略できる	
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第11条)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第11条)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第12条第3項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(2) 揮発性有機化合物排出施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
設置届 (法第17条の5)	工事着手予定日の60日以前	届出様式	添付書類
		様式第2 別紙1 別紙2	①揮発性有機化合物排出施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②揮発性有機化合物発生及び処理に係る操業系統の説明概要図 ③揮発性有機化合物排出施設及び処理施設等の工場・事業場配置図 ④揮発性有機化合物の処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 ⑤揮発性有機化合物の排出濃度の測定場所の図面とその選定理由書 ⑥揮発性有機化合物に係る原材料及び排出ガス成分分析表 ⑦揮発性有機化合物の計算書 ⑧工場・事業場付近見取図
使用届 (法第17条の6)	新たに施設となった日から30日以内	※変更のない部分	①変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
構造等変更届 (法第17条の7)	工事着手予定日の60日以前	は省略できる	
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第17条の13)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第17条の13)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第17条の13)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(3) 一般粉じん発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
設置届 (法第18条)	工事着手日以前	様式第3及び別紙1(コークス炉) 別紙2(堆積場) 別紙3(コンベア) 別紙4(破碎機、摩砕機、ふるい)のうち該当するもの	①一般粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②一般粉じん処理施設及び一般粉じんの飛散を防止するための装置の構造とその寸法を記入した概要図 ③一般粉じんの発生及びの処理に係る操業系統の説明概要図 ④一般粉じん発生施設及び処理施設等の工場・事業場配置図 ⑤工場・事業場付近見取図
			※変更のない部分は省略できる
使用届 (法第18条の2)	新たに施設となった日から30日以内		
構造等変更届 (法第18条第3項)	工事着手日以前		
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第18条の13)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第18条の13)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の13)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(4) 特定粉じん発生施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
設置届 (法第18条の6)	工事着手予定日の60日以前	様式第3の2 別紙1 別紙2 別紙3	①特定粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②特定粉じん処理施設及び特定粉じんの飛散を防止するための装置の構造とその寸法を記入した概要図 ③特定粉じんの発生及びの処理に係る操業系統の説明概要図 ④特定粉じん発生施設及び処理施設等の工場・事業場配置図 ⑤工場・事業場付近見取図 ⑥特定粉じんの濃度の測定場所の図面とその選定理由
			※変更のない部分は省略できる
使用届 (法第18条の7)	新たに施設となった日から30日以内		
構造等変更届 (法第18条の6第3項)	工事着手予定日の60日以前		
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第18条の13)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第18条の13)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の13)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(5) 特定粉じん排出等作業

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
実施届 (第18条の15第1項)	作業開始日の14日以前	様式第3の4 別紙	①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近見取図 ②特定粉じん排出等作業の対象となる建築物部分について、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入した見取図 ③作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図(主要寸法、隔離された作業場の容量(m ³)、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入) ④特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの。

(6) 水銀排出施設

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
設置届 (法第18条の23)	工事着手予定日の60日以前	届出様式	添付書類
		様式第3の5 別紙1 別紙2 別紙3	
使用届 (法第18条の24)	新たに施設となった日から30日以内	※変更のない部分は省略できる	①水銀排出施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②水銀処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 ③水銀排出及び水銀の処理に係る操業系統の説明概要図 ④水銀排出施設と水銀処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定口の設置箇所を示した図面 ⑥工場・事業場付近見取図 ⑦水銀排出に係る原材料及び燃料の性状分析表 ⑧水銀濃度の計算書(実測値が得られない場合)
構造等変更届 (法第18条の25)	工事着手予定日の60日以前		①変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (法第18条の31)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (法第18条の31)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の31)	承継のあった日から30日以内	様式第6	